

# 「京都府遊泳者及びプレジャーボートの事故防止等に関する条例（仮称）」の骨子（案）について

## 1 条例制定の背景及び目的

- 近年の海洋レジャーの普及とともに、交通アクセスの整備により、府北部への多くの海水浴客が見込まれ、それに伴いプレジャーボートと遊泳者の衝突事故等の発生が懸念されています。
- また、近隣の兵庫、福井両県には、遊泳者等の事故防止を目的とした条例があり、府北部の関係自治体から、条例による規制の要望がされているところです。
- こうした状況を踏まえ、府及び公安委員会においては、海域等（海域及び海浜をいう。以下同じ。）における遊泳者等の安全の確保及びプレジャーボートの安全利用の促進を図ることを目的とした「京都府遊泳者及びプレジャーボートの事故防止等に関する条例（仮称）」を制定することとしました。

## 2 「海水浴場」等の定義

### （1）海水浴場

この条例において、「海水浴場」とは、遊泳者が利用できる駐車場、更衣所、便所、シャワー等の施設が整備された特定の海域及びこの海域に接続する海浜のことをいいます。

### （2）遊泳者

「遊泳者」とは、遊泳し、又は潜水している者及び浮輪をはじめ、ビート板、各種フロート、シュノーケル、ゴーグル等をその本来の用法に従って安全に使用している者をいいます。

### （3）プレジャーボート

「プレジャーボート」とは、スポーツ又はレクリエーションに利用される水上オートバイ、モーターボート、ヨット、セイルボード、サーフボード等の船舶の類（ビニールボート等人の身体に危険を及ぼすおそれのないものを除く。）をいいます。

### （4）マリンレジャー事業者

利用を希望する者に対して、プレジャーボートを賃貸等により提供するプレジ

ャーボート提供事業者及びプレジャーボートの係留又は保管をするマリーナ事業者のことをいいます。

### 3 条例の主な内容

#### 1 海水浴場に関する規定

##### (1) 海水浴場の開設の届出

海水浴場を開設しようとする者は、氏名、住所、海水浴場の名称・区域・期間、海水浴場に設置する施設の概要、事故防止措置の概要、海水浴場の周知方法等を知事に届け出なければならないこととします。

##### (2) 海水浴場開設者の水難事故等の防止措置

- ① 海水浴場開設者は、海水浴場における遊泳者の水難事故等を防止するため、遊泳に適する区域（遊泳場）の標示、遊泳に係る遵守事項及び禁止行為の掲示・広報、事故発生時に警察官等に通報する者（連絡員）の配置、救命装備の備付け、気象状況等による危険時の遊泳禁止措置等を行わなければならないこととします。
- ② 海水浴場開設者は、水難救助を行うために必要な知識・能力を有する者の配置及び監視所・救護所等の整備に努めなければならないこととします。

#### 2 遊泳区域の指定及び船舶の類の進入の禁止に関する規定

##### (1) 遊泳区域の指定

- ① プレジャーボート等の航行により遊泳者に危険が及ぶことのないよう、知事は、海水浴場開設者が設けた遊泳場の全部又は一部を遊泳区域として指定することができることとし、指定した遊泳区域に標識を設置することとします。
- ② いかなる人も①により設置された標識をみだりに移動し、又は損壊してはならないこととします。

##### (2) 遊泳区域への船舶の類の進入の禁止

- ① 水難救助に従事する場合、水難事故を防止するために必要な場合等を除き、遊泳区域に船舶の類（ビニールボート等人の身体に危険を及ぼすおそれのないものを除く。以下同じ。）を進入させてはならないこととします。
- ② 遊泳区域に船舶の類を接近させ遊泳者に不安を覚えさせる操縦をしてはならないこととします。

- ③ ①に違反した者に対し、警察官は、違反行為の中止を命じることができることとします。

### 3 遊泳等に係る禁止行為等に関する規定

#### (1) 遊泳等に係る禁止行為

- ① 海域等において、正当な理由がないのに、遊泳者に抱きつくなど遊泳者に危険を及ぼす行為をしてはならないこととします。
- ② 海水浴場において、やす等の人の身体に危険を及ぼすおそれのある器具を人の身体に危険を及ぼすような態様で携帯してはならないこととします。
- ③ ①及び②の禁止行為に違反した者に対し、警察官は、違反行為の中止を命じることができることとします。

#### (2) 遊泳に係る遵守事項

遊泳に当たっては、自ら水難事故の防止に努めるとともに、海水浴場付近における遊泳場外での遊泳、気象状況等により危険と認められる場合の遊泳及び酒に酔った状態等での遊泳はしてはならないこととし、幼児・児童を遊泳させる場合は、保護者等が付き添わなければならないこととします。

### 4 マリンレジャー事業者の水難事故防止措置に関する規定

- (1) マリンレジャー事業者は、救命浮輪や救命ボート等の救命用具を備え付け、プレジャーボート操縦者に対し、プレジャーボートの操縦に係る禁止行為等の遵守、気象情報等の把握、水難事故発生時の救護措置及び警察官等への通報について指導するよう努めるものとし、

また、プレジャーボートの操縦に必要な資格を有しない者へはプレジャーボートを提供せず、気象状況等により危険と認められる場合又は利用者が酒に酔った状態など正常な操縦ができないおそれがある場合にはプレジャーボートを利用させないように努めるものとし、

- (2) マリンレジャー事業者は、プレジャーボートに係る水難事故等の発生を知ったときは、直ちに警察官等に通報しなければならないこととします。

### 5 プレジャーボートの操縦に関する規定

#### (1) プレジャーボートの操縦に係る禁止行為等

- ① プレジャーボート操縦者は、衝突等の危険を生じさせるおそれのある速力

で遊泳者等に接近するなどの危険を及ぼす行為をしてはならないこととします。

- ② プレジャーボート操縦者（操縦者が死傷し、又は行方不明になったときは、その同乗者）は、人の死傷、行方不明又は物の損壊に係る水難事故等を起こしたときは、直ちに負傷者の救護等必要な措置を講じなければならないこととします。

## （２）プレジャーボートの操縦に係る遵守事項

- ① プレジャーボートの操縦に当たっては、次の事項を遵守しなければならないこととします。
- ア 酒に酔った状態など正常な操縦ができないおそれのある状態で操縦しないこと。
  - イ 遊泳者等がいる場合又は漁業施設、工事現場等がある場合には、減速し、又は接近しない等の安全な方法で操縦すること。
  - ウ 狭い水路又は民家等が近接する海域を航行する場合は、水難事故等の防止及び静穏の保持に必要な速度で操縦すること。
- ② ウェイクボード等に人を乗せてけん引する場合は、けん引される者に救命胴衣等を着用させるとともに、見張りをする者を置き、水難事故等の防止を図らなければならないこととします。
- ③ プレジャーボートを操縦し、水難事故等を起こしたときは、速やかに警察官等に通報しなければならないこととします。

## 6 罰 則

プレジャーボートの操縦に当たって、危険な行為を行った者等に対し、罰則を科すこととします。